

直接請求制度の運用上の課題に関する研究会（第1回）議事概要

開催日時：令和3年10月18日（月）16：00～18：00

開催場所：WEB会議

出席者：只野座長、荒見構成員、板垣構成員、小島構成員、谷口構成員

オブザーバー：都道府県選挙管理委員会連合会、全国市区選挙管理委員会連合会、指定都市選挙管理委員会連合会

事務局：吉川自治行政局長、阿部大臣官房審議官、三橋行政課長、宮崎参事官、中西理事官、平山課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 構成員自己紹介
3. 研究会開催要綱について
4. 意見交換
5. 閉会

【意見交換】

（直接請求制度の趣旨等について）

- 地方議会の仕組みそのものの是非についての議論もされている中で、直接請求の条例の制定・改廃請求は増えている。間接民主主義・代表制民主主義をどの程度補完しているのかといった直接請求制度の重みや意味づけが、直接請求制度ができた当初と比べると変わってきているのではないか。そのあたりとの兼ね合いを考えた上で、制度をどの程度、住民に使いやすい仕組みにするのかといったところを考える必要があるのではないか。
- 昭和20年代の頃は昭和の大合併の前のため、市町村の人口が少なく、署名を集めるのも容易であったということと、全国に1万の市町村があり、今の1800程度と比べると違うことから、直接請求の件数は多かったのではないか。現在の運用を考える際にも、統計的な話が必要ではないか。
- 指定都市の直接請求については、市の選挙管理委員会自体は直接署名の審査をせず、行政区の選挙管理委員会が行うということで、指定都市の選挙管理委員会だけでは自己完結せずに、区選挙管理委員会の関与は必ず出てくる。都道府県の場合も必ず都道府県だけでは完結せずに、市町村、またその中に指定都市があれば、区選挙管理委員会が関与して完結していくことになる。そのため、その辺りをどう考慮して制度設計していくか、また、人口規模によって適正に遂行できる仕組みを考える必要があるのではない

か。

（不正な署名収集の防止について）

- 昨年の愛知県知事解職請求で起きたようなことは滅多にないのではないかと。また、直接請求の署名収集受任者の認識が甘い場合は、同一筆跡のものが出てくる可能性があるということではないか。直接請求をやる場合、請求代表者になろうとする方は、あらかじめ選挙管理委員会に来て、打合せの中で説明を受けるが、署名収集受任者になる方へは、選挙管理委員会からは直接説明していないので、あくまでも請求代表者が署名収集受任者に説明しなければならないという認識を持っているかどうか、署名のあり方に相当影響してくるのではないかと。署名は厳粛なものというものの理解や、直接請求制度の重みとすることを、制度のあり方とともに、住民に周知していく必要があるのではないかと。

- 署名に参加したことと、どういう署名をしたかが明らかになるという点は、自分の意思表示であるため、重みがある。一般の選挙の投票であれば秘密投票のため、投票に行ったかどうか、誰に投票したのかはわからないことと比較すると、直接請求は非常に重い政治参加の在り方になっていると考える。

縦覧制度のような関係人が署名簿を確認する手段を全くなくすることは適切ではないので、実務的に何かの基準で無作為抽出して署名簿の署名を確認する程度は、考えてもいいのではないかと。今すぐではなくても、将来的に、無作為抽出による確認を検討することがあれば、個人情報の保護も対応しつつ、不正も防ぐことができるのではないかと。

（縦覧制度の在り方について）

- 個人情報保護の高まりが背景にあり、署名をしたことを公表するのはやめてほしいという意見があるということだが、直接請求において署名を行うことの意義をどのくらい重いものと捉えるかによって変わってくるのではないかと。

地方自治法上の直接請求は、国政では認められていないが、地方では間接民主主義の補完として認められているもので、極めて重要な制度であると認識している。そうであれば、自分がこれについて署名をしたということは、むしろ世の中にしっかり知らせなければならぬのではないかと。

縦覧を閲覧に変更することや、DV 被害者のような特別な立場にある人について、署名を隠す措置をとることはいいと思うが、個人情報の保護の関係から署名簿を見せなくすることは、重い問題に直面するように感じる。

- 署名簿の全部を見せないということになると、制度の公正さをどう担保するのかということが、一方で問われてくるように感じる。時代の変化ということもあり、実際に運動に参加する方が萎縮してしまうようなところもあり、改めるべき点があるのではないかと。

との意見もあるので、議論する中で、バランスをどう考えていくのかということになっていくと考える。

（その他）

- 将来的に、直接請求に限らない、国政選挙や地方選挙の制度の仕組み全体を大転換するときに合わせて考えるべき話と考えるが、マイナンバーと紐付けることで、署名の偽造の防止や、今のような手書きの署名を一つ一つ確認するアナログな方法に比べると、事務負担の軽減につながるのではないか。